

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1再任用職員の項を次のように改める。

再任用職員		214,400	254,400	273,800				
-------	--	---------	---------	---------	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。